

やまと文化の森だより 企画展のご案内

併設好評開催中!! (最終日は 15:00 までの展示です)

6月の企画展

6/2 (火) ~ 6/28 (日)

○塚本正秀作品展「元自衛官のガムテープアート」

～精緻なカッターさばきによる驚きの作品～

元陸上自衛官の塚本正秀さんが制作したガムテープアート作品を展示します。

7月の企画展

7/1 (水) ~ 7/26 (日)

○高森高校マンガ学科作品展

多数のメディアでも取り上げられ、大きな注目を集める高森高校マンガ学科の生徒たちが制作した作品を展示します。

○上田幸洋「秋冬歳時記」写真展

昨年10月から12月の3か月間、熊日新聞の読者文芸面にて連載された作品12点と、他数点を展示します。

○プティマルシェ 7/4 (土)・7/5 (日)

問合せ 山都町下市16番地 ☎72-9400 開館時間 午前9時～午後5時 入館無料
 休館日 毎週月曜日 (月曜日が祝日又は振替休日の場合は次の平日)、年末年始等



山都ウクレレシンガーズ
 Live! Vol.4

7/19 (日) 入場無料
 開場 13:30 開演 14:00

今回は、各メンバーがお気に入りの曲をソロで歌います!

山の都移住すまいるセンター通信6月号

「税金を払っている人」=「登記上の所有者」?

6月に入り、多くの方の手元に固定資産税の納税通知書が届いているころかと思えます。この通知書には、「固定資産税課税明細書」も同封されています。

固定資産税の納税通知書でご確認いただきたい点として、納税通知書の宛名(税金の通知が届く方)と登記上の所有者(名義人)が異なっている場合があります。こうした状態をそのまま放置していると、いざ相続や売買をする際に多くの費用や手続きに時間がかかる場合があります。

納税通知書が届いた際は、所有されている物件の情報を確認するとともに、登記内容についてもチェックされることをおすすめします。もし不明点や気になることがあれば、早めに対応されると安心です。

ご不明な点がございましたら、まちづくり課や町民課、各専門家にご相談ください。

問合せ まちづくり課 ☎72-1158

不動産・相続
 のあれこれ
 家の手帳(簡易版)より
 不動産の登記内容を
 確認しよう!



所有者に自分ではない人の名前が書いてある

公的な権利を持つのは、全部事項証明書に記載のある人です。

全部事項証明書 | 管轄区域の法務局で申請します(有料です)。

登記事項証明書のうち、最も詳細な内容が記載されているのが全部事項証明書。項目ごとに専門家がいますので、困ったら相談してみましょう。

表題部:所在地、地目、構造、面積など不動産の状況(土地家屋調査士)
 権利部(甲):いつ、だれが不動産を取得したか(司法書士)
 権利部(乙):不動産を担保にローン組んだ経歴など(司法書士)

こんな時は要注意! 専門家に相談を。

所有者が認知症 売買や賃貸借の契約はできません。	所有者が複数いる 賃借利用、売買の際には、名義人全員の同意が必要です。
所有者が、2代以上前の故人 相続人全員の同意がなければ相続登記できません。	大昔の抵当権が残っている 抵当権抹消手続きが複雑です。

わたしたちの人権

255

誰もが人間として生きていくうえで
 侵すことのできない当然の権利
 これが『人権』です

人権作文の紹介(令和7年度)

今月は、矢部中学校一年児玉彩恋さんの作文をご紹介します。

人権学習で学んだこと

私が人権学習で学んだことは、二つあります。

一つ目は、差別をすると、言われたり、されたりした人の心の中に、悲しみや後悔がいつまでも残るということです。昔、友達とけんかをしていたライラしてしまって、ひどい言葉を使ってしまったことがありますが、仲直りはしたけれど、それでも心の中に後悔が残っています。それから、私は友達とけんかをしてしまったときは、相手に言う言葉に気を付けています。また、素直に謝るようにもしています。特に、私は、相手が嫌そうだなと思う言葉は、ライラしていても、相手に嫌な思いはさせたくないから使わないと決めています。あまりにも解決しなかつたときは、友達や先生に相談をしよ

うと思います。二つ目は、まわりに流されてはいけないということです。七月に、人権センターの方にリボン登校についてのお話を聞きました。私はお話を聞いて「自分は、見つめなおすところがたくさんあるな。少しでも変わっていききたいな」と感じるようになりました。

私は見て見ぬふりをする事が多いです。家に帰っても人権学習で学んだことを考える場面がたくさんありました。お話を聞いた次の日から、「これはいけなかったことなのか」と考えたり、今までより少しは差別のことについて考えたりして行動するようになりまし。また「今までの自分を変えるにはどうしたらいいか」とか「自分は普段から相手のことを考えて行動できているのかな?」などと振り返ることができました。

ちよつと考える

「小学校のときよりも黄色いリボンをつける人が増えてきた」と、そう感じます。私は、人権学習や「差別をしない」という気持ちを大切にしていきたいと思っています。

結婚における部落差別

Aさんは同和地区出身の女性です。同じ職場の青年と交際するようになり、二人の愛情は高まり、結婚を約束し、新居まで決めました。ところが、彼女が同和地区出身であること

私たちが社会には、依然として家柄や出身などを重視する人がいます。こうしたことにこだわるものの方や考え方が、部落差別(同和問題)を始めとするさまざまな差別を生む土壌ともなっています。結婚に際しては、家柄や出身などではなく個人の人の人柄をみていくことが大切ではないでしょうか。

自分の人権を守り
 他人の人権を守る
 責任ある行動を



©2010 熊本県くまモン